

防災だより

問合せ ぐらし安全課

☎(43) 1111 内線173
FAX(44) 0257

幸手市自主防災組織補助金 交付要綱を改定しました

4月1日から自主防災組織設立時、資機材購入時および防災訓練の実施時に交付する補助金の増額や支給基準の改正を行いました。申請を希望する組織は事前にくらし安全課にご相談ください。

【改正前】

▼設立時

均等割額 3万円(1回限り)

▼防災訓練実施時

均等割額 2万円(年1回)

世帯割額 世帯数×50円

▼資機材購入時

7万円を限度とし、購入金額の3/4以内の額(1回限り)

【改正後】

▼設立時(変更なし)

均等割額 3万円(1回限り)

▼防災訓練実施時(変更なし)

均等割額 2万円(年1回)

世帯割額 世帯数×50円

※ただし、訓練に要した経費実額が上記算定額より少ない場合は、経費実額を補助

▼資機材購入時

初回 20万円を限度とし、購入金額の3/4以内の額

2回目以降 10万円を限度とし、購入金額の1/2以内の額

※既に補助を受けている組織については、2回目購入時に初回の基準を適用し補助

【新規設立促進策】

3年間(平成26年度末まで)を限度とし、新規設立組織に対する資機材購入時の初回補助額を3/4以内から10/10(全額補助)に引き上げ(限度額は20万円)

防災・防犯情報の

メール配信をご利用ください

提供する情報

- ①災害・防災に関する情報
- ②防犯に関する情報
- ③そのほか、防災行政無線で放送した内容
※定時放送を除く

利用料金 無料

※メール受信にかかる通信料は利用者負担となります。

登録方法

携帯電話・パソコンから仮登録用アドレス(satte-bou@wbi.jp)に空メールを送信してください。その後、登録用返信メールが届きますので、指示にしたがって登録してください。
※詳細はぐらし安全課にお問い合わせください。



▲仮登録用
QRコード

防災行政無線

「音響伝達試験」を実施します

無線放送塔からの音の伝わり方を測定する「音響伝達試験」を実施します。調査にあたり各スピーカーからテスト放送を行い、市が委託した業者によって、市内各所で音声の到達状況を確認します。

実施期間中は大きな音などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

調査期間 6月1日(金)～6月29日(金)

※土曜・日曜日は除く

調査時間 午前9時～午後5時の間の随時

テスト放送内容の文言

こちらは防災幸手です

試験放送を行っております

(5) 小中学校および公立保育所の

給食食材の放射性物質測定

市場に流通している食品中の放射性物質に係る安全性は、出荷・流通段階の検査により確保されていますが、さらなる安心を図るために、給食に使用される食材に含まれる放射性物質の濃度の測定を行います。

測定対象 市内小中学校および公立保育所の給食食材

測定方法 【小中学校】

月に2回、順次各学校の給食に使用する食材について、使用する前日に測定
※使用する予定の食材から4品目程度を抽出して行います。

※測定した食材が複数の学校で使用される場合があります。

【公立保育所】

月に1回、順次各保育所の給食に使用する食材について、使用する前日に測定
※使用する予定の食材から2品目程度を抽出して行います。

使用機器 埼玉県が設置した放射性物質測定機器

測定項目 放射性ヨウ素(ヨウ素131)、放射性セシウム(セシウム137、セシウム134)

結果の公表 測定日の翌日までに市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)で公表

政府による基準値

一般食品の放射性セシウムの基準値(セシウム137とセシウム134の合算値)100Bq/kg

基準値を超えた場合の対応

国の基準値を超えた場合は、当日の献立からその食材を除きます。

※5月8日(火)に小中学校の給食(5月9日(水)分)に使用する食材4品目の測定を実施したところ、いずれも放射性物質は検出されませんでした。

問合せ

○小中学校の給食について

教育委員会総務課 ☎(43)1111 内線622・FAX(43)3188

○公立保育所の給食について

子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(43)5600

災害時における

応急対策活動に関する協定を締結しました

5月9日(水)市役所において、埼玉土建一般労働組合久喜幸手支部と「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結しました。本協定は、災害などの発生時に、公共施設などからの救助活動や応急的な修復、仮設住宅の建設などの応急対策を円滑に実施することを目的としています。

[協力内容]

- 1 市が所有および管理する施設で、被災した建物などからの救助活動
- 2 市が所有および管理する施設の応急的な修復
- 3 市が要請する応急仮設住宅の設置および応急修理
- 4 そのほか、市が必要と認める応急業務への協力



締結式の様子

問合せ くらし安全課 ☎(43)1111 内線173・FAX(44)0257